

第19回定時株主総会資料

(電子提供措置事項のうち交付書面省略事項)

- 主要な事業内容
- 主要な拠点等
- 会社役員の状況 責任限定契約の内容の概要
 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
- 会計監査人の状況
- 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- 会社の支配に関する基本方針
- 新株予約権等の状況
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

第19期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー

上記事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社グループは、主力のオペレーティング・リース事業を中心に、全国の中堅・中小企業における持続的な成長を支える、ファイナンス及び戦略立案サポート、並びに人材や後継者不足に対する課題解決サポート等を展開しております。詳細は以下のとおりです。

金融ソリューション事業	
	オペレーティング・リース事業
	環境エネルギー事業
	不動産事業
	プライベート・エクイティ投資事業
	その他事業
	証券事業
	保険代理店事業
	投資運用・投資助言事業
	信託事業
	M&Aアドバイザー事業
	上場支援事業
	クラウドファンディング事業
	事業承継コンサルティング事業
	人材紹介事業
	メディア・IRアドバイザー事業
	航空運送事業

主要な拠点等（2024年12月31日現在）

① 当社

本 社	東京都千代田区
西 日 本 支 社	大阪府大阪市中央区

② 子会社及び関連会社

JPリースプロダクツ＆サービスズ株式会社	本社（東京都千代田区）
JLPS Ireland Limited	本社（アイルランド共和国）
フィンスパイア株式会社	本社（東京都千代田区）

J I A 信 託 株 式 会 社	本社（東京都千代田区）
J I A 証 券 株 式 会 社	本社（東京都中央区）
株式会社日本証券新聞社	本社（東京都中央区）
Bleriot Aviation Leasing Designated Activity Company	本社（アイルランド共和国）
JIA Aviation Finance 合 同 会 社	本社（東京都千代田区）

会社役員 の 状況

責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である取締役森嶺氏、取締役柳井俊二氏、取締役前川晶氏、取締役井戸清人氏及び取締役鞠子千春氏並びに常勤監査役小林治氏、監査役小松澤仁氏及び監査役伊牟田均氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる役員等としての職務遂行に伴う責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害を、当該保険契約により補填することとしております。当該保険契約に被保険者の範囲は当社及び当社子会社の役員であり、当該保険契約に係る保険料は全額当社が負担しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益又は便宜を得たことや、法令違反を認識しながら行った行為等に起因して損害賠償請求を受けた場合には、補填の対象としないこととしております。

なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額 (単位：百万円)

	報 酬 等 の 額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26
当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社である J P リースプロダクツ&サービスズ株式会社及び JIA証券株式会社は、太陽有限責任監査法人が会計監査人となっております。

4. 当社の重要な子会社である JLPS Ireland Limitedは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、社債発行に係るコンフォート・レター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

当社の会計監査人である太陽有限責任監査法人は、2023年12月26日、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同3月31日まで）の処分を受けました。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社及び当社子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 当社グループにおける取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社及び当社子会社（以下、あわせて「当社グループ」という。）の取締役及び使用人は、社会倫理、法令、定款及び各種社内規程等を遵守するとともに、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行う。 (2) 取締役会は、「取締役会規程」、「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。 (3) コンプライアンスの状況は、コンプライアンス委員会により取締役及び監査役に対し報告を行うとともに、各部門責任者は、部門固有のコンプライアンス上の課題を認識したうえで、法令遵守体制を整備し、推進する。 (4) 代表取締役社長直轄の内部監査室は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その結果を代表取締役社長及び監査役に報告する。 (5) 法令違反その他法令上疑義のある行為等については、当社グループの通報窓口（常勤監査役、グループ法務・コンプライアンス部及び社外の法律事務所）を設置し、適切に対応する。
上記体制に関する運用状況の概要
☐ 当社グループは、社内研修及び社内報等を通じて、「経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動の実施や、社内規程の遵守について、意識向上に努めております。とりわけ、インサイダー取引防止、ハラスメント防止等のコンプライアンス研修は、全員受講とし、不正行為の予防及び防止に取り組んでおります。 ☐ 当社グループは、取締役及び使用人に対して、「コンプライアンス・マニュアル」の内容を理解した旨、入社時点に加えて、毎年定期的に確認することを徹底しております。 ☐ 代表取締役社長は、自身が委員長であるコンプライアンス委員会の定期的な開催、内部監査室による定期的な監査報告により、各部門の活動状況について報告を受け、適切な改善策を指示しております。重要度の高い内容については、取締役会に報告しております。 ☐ 当社グループは、社外の弁護士のみが窓口となることを選択できる内部通報制度を策定し、通報者の保護を図るとともに問題の早期発見と改善に取り組んでおります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	
(1)	取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理する。
(2)	取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
上記体制に関する運用状況の概要	
☐	当社グループは、取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報について、「文書管理規程」にて詳細を規定し、適切に保存及び管理しております。これらは、取締役及び監査役の要請に応じ、いつでも情報提供できる体制を整備しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
(1)	取締役会は、コンプライアンス、個人情報、自然災害、セキュリティ及びシステムトラブル等の様々なリスクに対処するため、社内規程を整備し、定期的に見直すものとする。
(2)	リスク情報等については各部門責任者並びにグループ会社各責任者より取締役及び監査役に対し報告を行うとともに、組織横断的にリスク状況を監視し、対応する。また、それぞれの担当部署は、リスク管理に関する研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行い、適切にリスク対応を行う。
(3)	不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問法律事務所等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止するものとする。
(4)	内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直すものとする。
上記体制に関する運用状況の概要	
☐	当社グループは、「リスクマネジメント規程」及び関連規程により、リスク発生の防止と適切な対応による損失の最小化の体制を規定しております。
☐	代表取締役社長は、自身が委員長であるリスクマネジメント委員会の定期的な開催、内部監査室による定期的な監査報告により、各部門の活動状況について報告を受け、適切な改善策を指示しております。重要度の高い内容については、取締役会に報告しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
(1)	取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため、代表取締役及び各取締役は、代表取締役の指揮・監督の下、取締役会の決定に従い、社内規程に定められた権限及び責任の範囲で、自己の業務を執行する。
(2)	取締役会は月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、経営理念、経営方針、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標の策定及び業務執行の監督等を行い、各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。
(3)	各部門においては、社内規程に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
上記体制に関する運用状況の概要	
☐	当社は、毎月開催される定時取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、業務執行の意思決定及び業務執行の監督を行っております。当連結会計年度は、取締役会を13回開催いたしました。

5. 当社子会社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社においては、「グループ経営理念」に基づき、社会倫理、法令、定款及び社内規程を遵守するとともに、業務の適正を確保し、実効性のある経営管理を行う。
- (2) 子会社においては、当社の諸規程に準じ、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために必要な規程並びに取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する規程の整備を推進する。
- (3) 子会社においては、当社の諸規程に準じ、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の整備を推進するとともに、グループ各社の業務内容・組織形態にふさわしい体制整備を行い、業務の適正を確保する。
- (4) 子会社においては、損失の危険の管理に関する規程の整備を推進するとともに、個々のリスクの把握と統合的なリスク管理の体制を整備し、不測の事態が発生した場合には損害拡大を防止すべく適切な対応を行うものとする。
- (5) 子会社においては、当社に対し必要な経営上の報告を行う。
- (6) 当社の監査役及び内部監査部門は、子会社の監査役や管理部門と連携し、子会社の取締役及び使用人の職務執行状況を監査する。

上記体制に関する運用状況の概要

- ☐ 当社グループは、社内研修及び社内報等を通じて、「グループ経営理念」に基づいた適正かつ健全な企業活動を行うことや社内規程の遵守について、意識向上に努めております。とりわけ、インサイダー取引防止、ハラスメント防止等のコンプライアンス研修は、全員受講とし、不正行為の予防及び防止に取り組んでおります。
- ☐ 当社は、「関係会社管理規程」にて子会社毎の担当部門を規定しております。担当部門は、子会社の各種規程の整備・運用状況や、月次の経営状況について定期的な報告を受け、内部統制の有効性を確認しております。
- ☐ 当社の監査役は、子会社の監査役又は管理部門と定期的な意見交換を通じて問題を共有し、当社の内部監査担当者は、定期的に子会社の内部監査を実施し、代表取締役社長に報告しております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項	
(1)	監査役からの求めがある場合には、速やかに監査役を補助する使用人を置くこととする。
(2)	指示を受けた使用人はその指示に関しては、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとし、監査役の指示の実効性を確保するとともに取締役からの独立性を確保する。
(3)	監査役の指示に従ったことを理由に、人事その他社内処遇上、何らの不利益な取扱をすることは行わない。
上記体制に関する運用状況の概要	
☐ 現在当社は、監査役を補助する使用人を設置しておりませんが、監査役の要請に応じて、その職務を補助すべき使用人を置くこととしております。	

7. 監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制	
(1)	監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができることとする。
(2)	当社グループの取締役、監査役及び使用人は、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況、その他、監査役の職務の遂行に必要なものとして求められた事項について、速やかに当社監査役又は監査役会に対して報告を行う。当該報告事項には、当社グループ会社から当社取締役及び使用人が報告を受けた重要事項を含む。
(3)	前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保する。
上記体制に関する運用状況の概要	
☐ 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握しております。必要に応じ稟議書等の重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めています。	
☐ 監査役は、内部通報制度による通報状況の報告を受けております。又、常勤監査役を窓口にて特定された通報もを受けております。監査役は、それら通報のあった内容について、取締役及び使用人に説明及び改善を求めています。	
☐ 当社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役と使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱を行うことを禁止し、その旨周知させております。	

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役がその職務の執行に必要な費用について、当社に対し、会社法に基づく費用の前払又は償還の請求をした場合は、当社は当該請求に基づき必要な支払いを行う。

上記体制に関する運用状況の概要

- ☐ 当社は、監査役の職務について生ずる費用について、監査役の手続きに基づき、速やかに処理しております。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役との間で定期的な会合をもち、情報交換や業務執行状況を報告、検討するなど代表取締役との相互認識を深めた体制とする。
- (2) 監査役は、内部監査部門・会計監査人との連携等を通じ、監査の実効性と効率を高めた体制を構築する。

上記体制に関する運用状況の概要

- ☐ 監査役及び監査役会は、代表取締役、内部監査部門及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催し、監査役監査の充実を図っております。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令に基づき、有効かつ適切な内部統制の体制を構築する。

上記体制に関する運用状況の概要

- ☐ 当社グループは、財務報告の信頼性を向上させるために、必要となる組織を構築し、人材の確保・配置を行っております。
- ☐ 当社グループは、「経理規程」等の各種規程を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制体制の充実と有効性の向上を図っております。

1 1. 反社会的勢力の排除に向けた体制

- (1) 当社グループは、反社会的勢力とは、取引関係を含めて一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。又、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- (2) 反社会的勢力による被害を防止するための教育体制を構築するとともに、対応方法等を整備し、周知する。
- (3) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察及び顧問法律事務所等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

上記体制に関する運用状況の概要

- ☐ 当社グループは、反社会的勢力等からの不当要求等への対応及び取引防止に関する統括部署を設置するとともに、社内報を通じて周知を図っております。
- ☐ 当社グループは、「反社会的勢力対策に関する規程」及び関連マニュアルを整備し、取締役及び使用人はこれらに則った運用を推進しております。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

新株予約権等の状況

- ①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- ②当事業年度中に使用人などに対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

- ③その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

単位：百万円（未満切捨）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	11,716	11,658	23,795	△1,470	45,698
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権 の 行 使 ）	5,171	5,171			10,342
剰 余 金 の 配 当			△1,209		△1,209
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			8,055		8,055
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
連 結 範 囲 の 変 動			200		200
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額（純額）					－
当連結会計年度変動額合計	5,171	5,171	7,046	△0	17,388
当連結会計年度末残高	16,887	16,829	30,841	△1,471	63,087

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利 益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△40	2,203	2,162	950	48,811
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権 の 行 使 ）					10,342
剰 余 金 の 配 当					△1,209
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					8,055
自 己 株 式 の 取 得					△0
連 結 範 囲 の 変 動					200
株主資本以外の項目の当連結 会計年度中の変動額（純額）	85	1,509	1,595	△100	1,494
当連結会計年度変動額合計	85	1,509	1,595	△100	18,883
当連結会計年度末残高	44	3,713	3,757	849	67,695

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 24社
- ・主要な連結子会社の名称 JPリースプロダクツ&サービスイズ株式会社
JLPS Ireland Limited
フィンスパイア株式会社
JIA信託株式会社
JIA証券株式会社
株式会社日本証券新聞社

② 非連結子会社の状況

- ・主要な非連結子会社の名称 JPA第23号株式会社等
- ・連結の範囲から除いた理由 匿名組合事業の営業者である子会社については「会社計算規則」（2006年2月7日法務省令第13号）第63条第1項第2号により、連結の範囲に含めることにより、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められること、またそれ以外の子会社については、同規則第63条第2項により、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないことから、連結の範囲から除外しております。

③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況

- ・当該会社等の数 6社
- ・当該会社等の名称 ベターライフサポートホールディングス株式会社
Fits横濱株式会社
株式会社那須バイオファーム
株式会社ニューロスカイ
Skyrocket株式会社
株式会社スリーエーホールディングス

- ・子会社としなかった理由 当社の一部の子会社が、投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として保有し、企業会計基準適用指針第22号の要件を満たしており、当該会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 5社
- ・主要な関連会社の名称 Bleriot Aviation Leasing Designated Activity Company
JIA Aviation Finance合同会社

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・主要な会社等の名称 JPA第23号株式会社等
- ・持分法を適用しない理由 匿名組合事業の営業者である子会社については「会社計算規則」（2006年2月7日法務省令第13号）第69条第1項第2号により、持分法を適用することにより、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められること、またそれ以外の子会社については、同規則第69条第2項により、子会社の損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用範囲の変更にに関する事項

① 連結の範囲の変更

新たに株式を取得した株式会社CFスタートアップス及びその他3社をそれぞれ連結の範囲に含めております。

また、連結子会社2社を重要性の低下等により連結の範囲から除外しております。

② 持分法の適用範囲の変更

新たに株式を取得した1社を持分法適用の範囲に含めております。

(4) 連結子会社及び持分法適用会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち1社の決算日は11月末日であり、連結決算日との差は3ヵ月以内であるため、連結計算書類の作成にあたっては同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。また、連結子会社のうち3社の決算日は3月末日であり、連結決算日と異なるため、2024年12月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。

持分法適用会社のうち1社の決算日は6月末日であり、連結決算日と異なるため、2024年12月末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。

その他の連結子会社及び持分法適用会社の事業年度は連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 営業投資有価証券及び投資有価証券

- ・ 市場価格のない株式等
以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し
売却原価は移動平均法により算定）を採用して
おります。
- ・ 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を総額で取り込む方法を採用しております。

ロ. 投資有価証券

満期保有目的の債券については、償却原価法（定額法）を採用しております。

ハ. 棚卸資産

- ・ 商品
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用して
おります。
- ・ 未成業務支出金
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用して
おります。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。
法人税法の改正に伴い、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。
また、在外連結子会社は当該国の会計基準の規定に基づく定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物 3年～18年
その他 3年～10年

ロ. 無形固定資産

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

イ. 社債発行費

償還期間にわたり定額法により償却しております。

④ 引当金の計上基準

イ. 株主優待引当金

株主優待制度の利用による費用負担に備えるため、当連結会計年度末において、翌連結会計年度に利用が見込まれる金額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ のれんの償却に関する事項

のれんの償却は、5年間の定額法によっております。

⑦ 重要な収益及び費用の計上基準

収益認識に関する計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. オペレーティング・リース事業

当社グループは、主に匿名組合方式によるオペレーティング・リース事業案件の組成及び管理並びに投資家への匿名組合出資持分の販売を行うことで、手数料等の収益を得ております。

当社グループが提供するオペレーティング・リース事業案件は、主に匿名組合方式であります。

匿名組合方式の場合、匿名組合の営業者となる子会社（SPC）において、リース物件を取得し、オペレーティング・リース事業を行います。当社グループは当該リ

ース事業に係るリース開始時点で、当社グループが一時的に立替取得し、連結貸借対照表の「商品出資金」に計上するとともに、当該匿名組合出資持分を投資家に譲渡します。

当社グループが、投資家に、匿名組合出資持分を譲渡することで、オペレーティング・リース事業の損益等が投資家に帰属することになります。従って、当社グループは、オペレーティング・リース事業の案件を組成し、当該リース事業に係る匿名組合出資持分を投資家に販売することを履行義務として識別し、これらの販売時点で履行義務が充足されたと判断し、組成及び販売に関する手数料を収益として認識しております。管理については、契約で定める一定期間にわたり履行義務が充足されると判断されることから、時の経過に応じて管理に関する手数料を収益として認識しております。

⑧ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 商品出資金の会計処理

当社連結子会社は匿名組合契約に基づく権利の立替金を「商品出資金」として計上しております。子会社であるSPCが行うリース事業の組成時に、当社連結子会社が立替えた金額を「商品出資金」に計上し、投資家に地位譲渡時に、「商品出資金」を減額しております。

なお、当該譲渡に対する手数料については、利息相当額であるため、「商品出資金売却益」として営業外収益に計上しております。

ロ. 信託受益権の会計処理

当社連結子会社は、JIA信託株式会社に航空機のリース物件等を信託し、「信託受益権」として計上しております。

当初委託者兼受益者である当社連結子会社は、当該信託受益権を投資家に地位譲渡時に「信託受益権」を減額し、対応する手数料等を売上高に計上します。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた3,931百万円は、「未収入金」2,004百万円、「その他」1,927百万円として組み替えております。

4. 会計上の見積りに関する注記

商品出資金等の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
商品	5,757
商品出資金	116,883
信託受益権	129
前渡金	2,290
収益性の低下による簿価切下額	-

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは商品出資金等の評価について、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっており、収益性の低下した商品出資金等については、正味売却価額または回収可能価額を貸借対照表価額としております。

正味売却価額等の見積りには、不確実性を伴うため、正味売却価額等が想定よりも下回った場合には損失が発生する可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

367百万円

(2) コミットメントライン契約等

当社及び連結子会社においては、運転資金等の柔軟な調達を行うため、主要取引金融機関と当座貸越契約及びコミットメントライン契約(シンジケート方式含む)を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及びコミットメントライン契約の総額	156,430百万円
借入実行残高	99,169百万円
差引額	57,260百万円

(3) 財務制限条項

当社及び連結子会社が、主要取引金融機関と締結しておりますコミットメントライン契約(シンジケート方式)極度額総額97,200百万円、コミットメントライン契約極度額総額41,300百万円、当座貸越極度額総額6,500百万円、無担保公募債総額5,600百万円及び金銭消費貸借契約総額4,387百万円については、当社の第2四半期決算及び各年度決算における連結貸借対照表における純資産の部の金額を直前期等の基準となる決算期の75%以上に維持することや、連結損益計算書の営業損益を損失としないこと等を内容とする財務制限条項が付加されております。

(4) ノンリコース債務に対応する資産

リース債権 9,445百万円

(5) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

JIARE第2号株式会社

1,915百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

61, 022, 353株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年3月26日 定時株主総会	普通株式	483百万円	16円00銭	2023年 12月31日	2024年 3月27日
2024年7月31日 取締役会	普通株式	725百万円	12円00銭	2024年 6月30日	2024年 9月2日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議（予定）	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年3月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	907百万円	15円00銭	2024年 12月31日	2025年 3月27日

(3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については基本的に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針としております。また、デリバティブ取引は、金利変動リスクを回避するために利用しております。

当社子会社（SPC）において、オペレーティング・リース事業を開始する時点で、当該事業に係る匿名組合契約に基づく権利の未販売分がある場合、当社グループは、投資家に地位譲渡することを前提に、一時的に当該匿名組合契約に基づく権利を引き受けます。当社グループは、その引き受けた権利を「商品出資金」として貸借対照表に計上し、投資家に地位譲渡を行います。

当該匿名組合契約に基づく権利を引き受けるための資金は、自己資金、金融機関からの個別の借入金によるほか、当座貸越契約及びコミットメントライン契約（シンジケート方式含む）を締結し、必要に応じて、借入を実行することで調達しております。当該借入金は、当該匿名組合契約に基づく権利を投資家に地位譲渡した後、速やかに返済しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金、リース債権、立替金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

商品出資金は、①に記載のとおりであり、主として為替の変動リスクに晒されております。

短期貸付金及び長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、貸付先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、一部外貨建のものについては、為替の変動リスクに晒されております。

営業投資有価証券及び投資有価証券は、投資先の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価や投資先の財政状態の検証を行っており、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金及び業務未払金は、全て1年以内の支払期日となっております。

短期借入金、長期借入金、社債及び長期ノンリコースローンは、SPCの組成及び運転資金等に係る資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権等について、所管部門における債権管理責任者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

営業投資有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価及び発行体（取引先企業）の財務状況等を把握するとともに、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等および連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については、次表には含まれておりません（（注2）（注3）参照）。

（単位：百万円）

		連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額	時 価	差 額
(1)	営業投資有価証券	928	928	—
(2)	リース債権	9,445	12,448	3,002
(3)	投資有価証券	4,281	4,584	303
(4)	長期貸付金（1年内回収予定の貸付金を含む）	4,888	5,505	616
	資産計	19,544	23,467	3,922
(1)	長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	9,009	9,011	2
(2)	長期ノンリコースローン（1年内返済予定の長期ノンリコースローンを含む）	5,577	6,012	434
(3)	社債（1年内償還予定の社債を含む）	10,502	10,564	61
	負債計	25,088	25,587	498
	デリバティブ取引	—	—	—

- (注) 1. 現金及び預金、売掛金、リース債権、商品出資金、信託受益権、短期貸付金、立替金、未収入金、短期借入金は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。
- (注) 2. 市場価格のない株式等は、「(1) 営業投資有価証券」および「(3) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	8,321

- (注) 3. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	16

- (注) 4. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,564	—	—	—
売掛金	8,503	—	—	—
リース債権	272	9,173	—	—
商品出資金	116,883	—	—	—
信託受益権	129	—	—	—
短期貸付金	8,219	—	—	—
立替金	5,635	—	—	—
未収入金	3,921	—	—	—
投資有価証券 満期保有目的の債券	—	4,141	—	—
長期貸付金	79	4,769	25	15
合計	195,209	18,085	25	15

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券 株式	928	-	-	928
投資有価証券 株式	244	-	-	244
資産合計	1,172	-	-	1,172

②時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
リース債権	-	12,448	-	12,448
投資有価証券				
満期保有目的の債券	-	4,340	-	4,340
長期貸付金(1年内回収 予定の貸付金を含む)	-	5,505	-	5,505
資産合計	-	22,294	-	22,294
長期借入金(1年内 返済予定の長期借入金 を含む)	-	9,011	-	9,011
長期ノンリコースロー ン(1年内返済予定の 長期ノンリコースロー ンを含む)	-	6,012	-	6,012
社債(1年内償還予定 の社債を含む)	-	10,564	-	10,564
負債合計	-	25,587	-	25,587

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

営業投資有価証券、投資有価証券

上場株式については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しており、レベル1の時価に分類しております。また、満期保有目的の債券については、元利金の合計額について、リスクフリーレートである国債の利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金、リース債権

長期貸付金等については、元利金の合計額について、リスクフリーレートである国債の利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、長期ノンリコースローン

変動金利による長期借入金等の時価については、短期間で市場金利を反映するため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利による長期借入金等の時価については、元利金の合計額について、当社の信用リスクを勘案し、リスクフリーレートである国債の利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

社債については、元利金の合計額について、当社の信用リスクを勘案し、リスクフリーレートである国債の利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の時価等の開示については、重要性がないため注記を省略しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

金融ソリューション事業	
オペレーティング・リース事業	28,255
環境エネルギー事業	1,054
不動産事業	276
プライベート・エクイティ投資事業	114
その他	1,428
顧客との契約から生じる収益	31,129
その他の収益	-
外部顧客への売上高	31,129

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 会計方針に関する事項 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権、契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	6,809	8,503
契約負債	15,629	14,741

契約負債は、主にオペレーティング・リース事業に係る前受手数料として、履行義務充足前に対価を受領したものであり、収益の認識に伴い取り崩しております。

当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度期首の契約負債残高に含まれていたものは、15,629百万円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の簡便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,105円22銭
(2) 1株当たり当期純利益	133円19銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から)
(2024年12月31日まで)

単位：百万円（未満切捨）

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	11,716	11,658	11,658	19,546	19,546	△1,470	41,450
当 期 変 動 額							
新株の発行(新株予 約 権 の 行 使)	5,171	5,171	5,171				10,342
剰 余 金 の 配 当				△1,209	△1,209		△1,209
当 期 純 利 益				3,267	3,267		3,267
自 己 株 式 の 取 得						△0	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							—
当 期 変 動 額 合 計	5,171	5,171	5,171	2,057	2,057	△0	12,399
当 期 末 残 高	16,887	16,829	16,829	21,604	21,604	△1,471	53,849

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	70	70	41,521
当 期 変 動 額			
新株の発行(新株予 約 権 の 行 使)			10,342
剰 余 金 の 配 当			△1,209
当 期 純 利 益			3,267
自 己 株 式 の 取 得			△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△33	△33	△33
当 期 変 動 額 合 計	△33	△33	12,366
当 期 末 残 高	37	37	53,887

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

- ・移動平均法による原価法を採用しております。

② 営業投資有価証券及び投資有価証券

- ・市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し
売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合
への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価
証券とみなされるもの）については、組合契約に規
定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算
書を基礎とし、持分相当額を総額で取り込む方法を
採用しております。

③ 棚卸資産

- ・商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収
益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用して
おります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

法人税法の改正に伴い、2016年4月1日以降に取得
した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～18年

工具、器具及び備品 3年～10年

② 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

① 社債発行費

償還期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 株主優待引当金

株主優待制度の利用による費用負担に備えるため、当事業年度末において翌事業年度に利用が見込まれる金額を計上しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社の主な収益は、子会社からの業務受託料及び経営管理料であります。

業務受託料は、子会社との契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で、当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

また、経営管理料は、子会社との契約内容に応じた経営管理業務を日々提供することが履行義務であり、時の経過に連れてその履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計方針の変更

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

商品等の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
商品	3,370

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1)の金額の算出方法は、連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 商品出資金等の評価」の内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 150百万円

- (2) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

JPリースプロダクツ&サービスズ株式会社	107,702百万円
JIA証券株式会社	200百万円
JIARE第2号株式会社	1,915百万円

- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	3,582百万円
② 長期金銭債権	-百万円
③ 短期金銭債務	1,678百万円
④ 長期金銭債務	-百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	7,385百万円
仕入高	0百万円
販売費及び一般管理費	118百万円
営業取引以外の取引高	
受取利息	729百万円
受取配当金	-百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	540,710株
------	----------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	100百万円
売上高加算額	873百万円
資産除去債務	45百万円
投資有価証券評価損	163百万円
商品勘定減価償却費	141百万円
その他	56百万円
繰延税金資産合計	<u>1,381百万円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	<u>26百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>26百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,354百万円</u>

8. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科 目	期 末 残 高
子 会 社	J P リースプロダク ツ&サービス株 式 会 社	所有 直接 100.0%	営業取引、役員 の兼任、債務保 証、被保証、資 金の援助	業務受託料 の受取 (注) 2	6,458	売 掛 金	169
				—	—	契 約 負 債	2,272
				資金の貸付 (注) 3	4,193	関 係 会 社 短期貸付金	32,399
				資金の回収 (注) 3	11,919	—	—
				利息の受取 (注) 3	361	未 収 入 金	1,315
				当社子会社の 銀行借入に 対する債務 保証 (注) 4	107,702	—	—
				債務被保証 (注) 5	6,000	—	—
子 会 社	J P O 第 0 号 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	資金の援助、役 員の兼任	設備取得資 金の立替等 の回収 (注) 6	9,650	預 り 金	1,676
子 会 社	J P O 第 3 号 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	資金の援助、役 員の兼任	資金の貸付 (注) 3	2,801	関 係 会 社 短期貸付金	4,265
				資金の回収 (注) 3	2,360	—	—
				利息の受取 (注) 3	123	未 収 入 金	389
子 会 社	J P O 第 5 号 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	資金の援助、役 員の兼任	利息の受取 (注) 3	27	関 係 会 社 短期貸付金	2,740
				—	—	未 収 入 金	184
子 会 社	J P O 第 7 号 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	資金の援助、役 員の兼任	設備取得資 金の立替等 の回収 (注) 6	2,342	—	—
子 会 社	J P E 第 1 号 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	資金の援助	資金の貸付 (注) 3	200	関 係 会 社 短期貸付金	272
				資金の回収 (注) 3	48	関 係 会 社 長期貸付金	1,525
				利息の受取 (注) 3	16	未 収 入 金	4

(単位：百万円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科 目	期 末 残 高
子 会 社	フィンスバイア 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	資金の援助	資金の貸付 (注) 3	5,027	関 係 会 社 短期貸付金	208
				貸金の回収 (注) 3	3,132	関 係 会 社 長期貸付金	3,714
				利息の受取 (注) 3	163	未 収 入 金	146
子 会 社	J I A R E 第 1 号 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	資金の援助	貸金の回収 (注) 3	2,004	関 係 会 社 短期貸付金	89
				利息の受取 (注) 3	10	未 収 入 金	0
子 会 社	J I A R E 第 2 号 株 式 会 社	所有 直接 100.0%	債務保証	当社子会社の銀行借入 に対する債務保証 (注) 4	1,915	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めております。
2. 当社の子会社JPリースプロダクツ&サービスズ株式会社の業務は、当社従業員が遂行しております。業務受託手数料は、子会社から委託を受ける業務の内容、子会社の業務を遂行する当社従業員の人件費等を勘案し、両社協議の上で、決定しております。
3. 返済条件及び利率については、市場金利を勘案し両社協議の上で、決定しております。
4. 当社子会社の銀行借入に対する債務保証について、金額は債務残高を記載しております。なお、保証料は受領しておりません。
5. 当社の銀行借入に対する債務被保証について、金額は債務残高を記載しております。なお、保証料は支払っておりません。
6. 当社子会社に対する立替金は、設備の取得価額等、市場実勢を参考に勘案し、両社協議の上で決定しております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(6)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	890円98銭
(2) 1株当たり当期純利益	54円02銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。